

七ヶ浜町

令和3年度第1回七ヶ浜町保育 所等整備事業に係る事業者募集 要項(認可保育所)

(令和4年5月1日開設分)

七ヶ浜町子ども未来課

令和3年6月

□ 内容

1	募集の趣旨	3
2	応募に当たっての注意事項	3
3	募集内容	4
4	応募要件	4~5
5	応募物件の確保	5
6	施設整備補助金について	5~7
7	提出書類に関する留意事項	8~9
8	運営方法	9~10
9	応募方法	10~11
10	応募に係る質問について	11
11	審査等	11~12
12	審査結果の通知及び公表	13
13	スケジュール	13
14	認可・確認について	14
15	施設利用の手順	14
16	給付費	14
17	留意事項	15

1 募集の趣旨

七ヶ浜町は、すべての人が安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりの実現に向け、地域の保育ニーズに対応するため、令和3年度から認可保育所の整備に着手し、令和4年5月1日までに開所していただける事業者を募集します。

2 応募に当たっての注意事項

応募に当たっては、本要項(添付資料も含む)に記載した諸条件のほか、国の関係法令・基準・通知や、七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の関係条例等を遵守してください。

なお、本要項の定義などは、本町の解釈によるものとします。

<注意事項(必ずお読みください)>

1. 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
2. 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
3. 令和3年度において、本事業に係る本町の予算が成立しない場合や、保育所等整備交付金等の対象事業とならなかった場合には、施設整備時期や開所時期等の見直しを行う予定です。このことにより事業者が損害を被ったとしても本町においては、一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承の上、応募申込書等を提出してください。
4. 面接審査(ヒアリング等)を実施の上、選考します。
5. 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
6. 本募集要項に定めのない事項については、本町の指示に従うものとします。

3 募集内容

(1)募集内容

令和4年5月1日までに、保育所を開所する事業者を募集します。また、事業者として採択された場合、保育所の整備に要する経費の一部に対して、補助金を交付します。

(2)募集する施設区分

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

(3)整備方法

以下のいずれかの方法により保育所を整備してください。

(ア) 補助整備

施設整備補助金を活用し、保育所を整備する方法。なお、補助整備の内容、条件等については、「6 施設整備補助金について」を参照してください。

(イ) 自主整備

自己資金や金融機関等からの借入金等により、保育所を整備する方法

(4)整備区域

整備区域は、七ヶ浜町内とします。

※利用者の利便性に配慮してください。

(5)整備時期及び開園時期

令和3年度から保育所を整備し、令和4年5月1日までに、児童福祉法第35条第4項の認可を受け、保育所を開所すること。

(6)募集件数

募集件数は1件とし、予算の範囲内で決定するものとします。

4 応募要件

(1)応募要件

本事業の対象となる事業者は、次に定める要件をすべて満たすものとします。

(ア) 継続的に保育を実施できる者であること(法人の種類は問いません)。

(イ) 児童福祉法第35条第5項第4号に定める欠格事由に該当しないこと。

(ウ) 令和4年5月1日までに、児童福祉法第35条第4項の認可を受け、保育所を開所する見込みがあること。

(エ) 社会福祉法人または学校法人以外の方は、宮城県の保育所の設置認可審査要領の規定を満たす見込みがあること。

(2)応募に当たっての意思決定について

応募に当たっては応募者の意思決定機関(理事会等)の議決等により、正式な意思決定を経てください。

(3)保育事業の実績等について

保育事業の実績(町内または町外で認可施設を設置・運営している)がある方については、審査の際に考慮します。

5 応募物件の確保

(1)応募物件の確保

申込書提出時点で、保育所の整備を予定している土地及び建物など、物件の確保が確実に見込まれること。

(2)関係法令等の確認

土地や建物の整備に当たっては、事前に関係各機関と協議し、関係法令等について十分確認してください。

なお、土地や建物の整備に当たって、各種手続きを要する場合は、施設開所までの必要な手続きや期間を見込んでスケジュール表を作成してください。また、スケジュール表に記載のない理由による工事の遅延は、認められませんのでご注意ください。

6 施設整備補助金について

(1)施設整備補助金について

事業者として採択された場合、保育所の整備に要する経費の一部に対して、補助金を交付します。

(2)施設整備補助金に係る注意事項

<注意事項(必ずお読みください)>

1. 施設整備補助金については、予算の範囲内で決定するものとします。
2. 補助については、国、県及び町の令和3年度(補正)予算が成立していないことから、現段階でお約束するものではありません。補助金の種類、金額、補助率等が変更となる場合があります。なお、国、県及び町において補助が予算化されなかった場合は、施設整備時期や開所時期等の見直しを行う予定です。また金額は参考金額と実際の補助額が変わる場合があります。
3. 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは補助対象外です。
4. 既に整備が終了している、または既に着工している整備については補助対象外です。
5. 令和3年度中に整備に着工できない場合は、補助対象外です。
6. 対象経費については、宮城県または七ヶ浜町が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限られます。また、保育所の整備の着手(整備業者の選定業務、整備工事等)は、七ヶ浜町から発出される補助金等交付決定通知書の日付以降となります。決定通知前の経費については、対象経費として認められません。
7. 補助金は、精算払いとなります。概算払いは行いません。

8. 保育所整備に係るスケジュールについては、設計業者等が作成した工程表等をもとに、適切なスケジュールとしてください。

(3)施設整備補助金の条件

施設整備補助金を活用する場合は、次に定める要件をすべて満たすものとします。

- (ア) 定員は、60名以上とすること。
- (イ) 0歳児、1歳児、2歳児の定員設定をすること。

(4)施設整備補助金の種類

○新築等

区分	要件
対象法人	町が認めた法人
整備内容	新たに施設を整備し、保育所を設置する場合
対象経費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費等の費用
補助率	国 2/3、町 1/12、事業者 1/4 ※令和3年度基準補助率

(5)施設整備補助金に係る主な事務手続き



(6)設計審査

- (ア) 施設整備補助金を活用する場合(補助整備)は、設計内容等について審査を行います(設計審査)。設計審査は、宮城県または七ヶ浜町により実施します。
- (イ) 設計審査は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれることに留意し、補助金交付要綱等の目的に従って適切に執行されることを確認するための審査です。対象経費の算定に当たっては、適正な内容となるよう、十分に確認の上、積算してください。なお、積算内容等が適正な内容と認められない場合は、内容の修正等が必要となり、場合によっては、補助金交付の対象とならない場合があります。
- (ウ) 設計書類については、宮城県が公表している「共通仕様書」、「特記仕様書」、「建築関係事業単価表」、「建築関係工事積算基準」等を参照し、公共工事設計図書と同等のものとしてください。
- (エ) 設計書類の単価については、宮城県が公表している「建築関係事業単価表」に準じたものとし、それによることが困難な場合は、その理由とともに、単価表に決定されていないものについては、物価資料、特別調査、見積書(3社の最低価格)の順で単価設定してください。

(7)補助金交付申請等について

- (ア) 施設整備補助金を活用する場合(補助整備)は、上記(6)設計審査により、施設整備補助金の補助対象経費として認められた内容をもとに、施設整備補助金に係る申請手続きが必要となります。
- (イ) 補助金の交付申請に当たっては、宮城県及び七ヶ浜町と交付手続きが必要となります。なお、詳細な交付手続き等につきましては、事業者として採択後にご説明いたします。
- (ウ) 補助金の交付申請内容について審査後、七ヶ浜町から事業者へ交付決定通知書を交付します。
- (エ) 保育所の整備の着手(整備業者の選定業務、整備工事等)は、七ヶ浜町から発出される補助金等交付決定通知書の日付以降となります。決定通知前の経費については、対象経費として認められません。

(8)工事施工業者について

- (ア) 工事施工業者は、原則として一般競争入札により選定してください。なお、入札情報の公告については、対象業者に直接通知を送付する、事業者のウェブサイトで公表する、新聞等へ情報を掲載する等、広く確実に周知する方法により実施して入札の競争性を確保するよう努めてください。なお、一般競争入札以外の方法により業者選定は、原則として認めません。
- (イ) 入札は事業者自身が実施します。
- (ウ) 入札の公平性を確保するため、保育所整備に係る設計業者は、工事の入札に参加できません(施工も行える設計業者の場合でも、設計を担当した場合は、工事の入札に参加できません)。

7 提出書類に関する留意事項

(1)提出書類について

別添の提出書類一覧表を参照の上、必要な書類をご提出ください。

(2)税の滞納がないことの証明書(直近1年分の納税証明書)

区分	税目	備考
都道府県税	法人県民税	本社の所在地である都道府県の納税証明書
市町村税	法人町民税、固定資産税	七ヶ浜町の納税証明書(該当がない場合不要)

(3)認可にあたっての資金計画について

整備に当たっては、補助金以外の自己資金や借入金の計画が整っていることが必要です。

(ア) 自己資金

- 整備の財源に自己資金が含まれる場合には、当該自己資金が確保されていることがわかる書類(金融機関発行の残高証明書又は預金通帳の写し)の提出が必要です。
- 金融機関が複数の場合には、全ての金融機関の残高証明書を、全て同一日付で取得してください。
- 自己資金を新たな口座に振り替えた場合には、振替元の通帳の写しを提出してください。

(イ) 借入金

- 財源に金融機関等からの借入を想定している場合には、当該金融機関等が発行する融資見込証明書(金融機関等の独自様式のもの)の提出が必要です。
- 融資証明書の発行には通常一定の期間を要しますので、金融機関等への早めの相談をお勧めします。
- 併せて、当該借入にかかる償還計画表(金融機関作成)を提出していただきます。

(ウ) その他

- その他、寄附金等を財源とする場合など、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
- 協議時に提出した資金計画の事業費・借入額は上限額として扱います。事業採択後(審査結果通知後)に、事業費・借入額が増加する計画変更は基本的に認められません。

(4)施設整備後の計画平面図について

(ア) 応募にあたっては、専門の業者が作成した施設のレイアウトがわかる平面図を提出してください。専門の設計業者によらない、申請者自身がパソコンや手書き等で作成した平面図は受け付けません。なお、応募用の図面作成にかかる費用は申請者の自己負担となります。

(イ) 設計業者は、七ヶ浜町入札参加有資格業者名簿を参考にするなど、業種が建築設計の業者の中から選定してください。(あくまでも参考であり、有資格業者に限定する物ではありません。)

令和3年度第1回七ヶ浜町保育所等整備事業に係る事業者募集要項(認可保育所)

- (ウ) 応募に必要な図面は、施設のレイアウトがわかる平面図です。平面図等はA3版作成し、調乳室、便器、手洗い設備、収納、医務スペース、調理設備等についても可能な限り記載し、平面図には縮尺を明記してください。また、乳児室、保育室、遊戯室については、内法面積を記載してください。
- (エ) 消防法及び建築基準法上について適宜必要な協議等を行ってください。
- (オ) 施設の平面図は、事業採択後(審査結果通知後)、七ヶ浜町または宮城県との協議により細部が変更となる場合があります。
- (カ) 補助事業として採択された後に行う入札の際には、当該平面図以外に、入札に使用する設計図書の作成が必要となります。当該設計図書は、公募申請時に作図を依頼した設計業者へ引き続き依頼していただいで構いません。

(5)施設整備に係る積算根拠について

- (ア) 協議書に添付していただく工事見積書、設計監理業務委託見積書については、平面図を作成した設計事業者が作成してください。工事の見積額は客観的なものとし、申請者の主観的な見積りや知り合い等の建築工事業者からのヒアリングなどの場合は、認められません。
- (イ) 屋外遊具や収納家具などの備品等の購入を予定している場合は、カタログの写し等を添付してください。

(6)実施設計、建築工事に要する期間が確認できる書類

実施設計、保育所整備工事に要する期間が確認できる書類として、設計業者等が作成した工程表等を提出してください。なお、作成に当たっては、必要な工期が確保されていることを確認できる内容の書類としてください。

(7)施設運営に係る1か年の収支予算書

開業後1年の収支予算を作成していただきます。なお、保育所の運営に要する費用については、町から委託費として給付費が支弁されるものであり、国より一定の使途範囲が定められていることにご留意ください。(参考：平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

8 運営方法

(1)定員

定員は60名以上とすること。

(2)保育児童

- (ア) 概ね生後6か月から小学校就学前までの全年齢とする。
- (イ) 七ヶ浜町内在住の2号認定(3歳以上児で保育が必要と認定を受けている)の児童及び3号認定(3歳未満児で保育が必要と認定を受けている)の児童とする。
- (ウ) 定員構成は、七ヶ浜町と協議の上設定すること。
- (エ) 0歳児、1歳児、2歳児の定員設定をすること。

(3)開所日及び保育時間

- (ア) 開所日は、月曜日から土曜日とします(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)。
- (イ) 保育標準時間は1日につき11時間、保育短時間は8時間とします。
- (ウ) 上記保育時間とは別に、1日当たり1時間以上の延長保育を実施してください。(平日は必須とします。土曜は任意で設定してください。)

(4)保育料等

- (ア) 保護者負担額は、七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第3条のとおりです。
- (イ) 給食費と延長保育料は、各園の実情に合わせて検討願います。
- (ウ) 入園料、冷暖房費、ミルク代などの保護者負担は原則として認められません。

(5)給付費等の用途について

- (ア) 会計処理等については、整備する経理規程に基づき処理することとなります。
- (イ) 保育事業とその他の事業は区分して処理することが必要となります。

(6)給付費の返還

虚偽の申請を行った場合等、不適切な取り扱いと認められる場合には、給付費の一部または全部について返還が命じられます。

(7)認可の取り消し

認可を継続することが不相当と認められる事実等が生じたときは、認可を取り消す場合があります。

(8)指導事項の遵守

認可後の運営については、保育面での指導のほか、決算を始めとする会計処理等について本町の指導に従う必要があります。

(9)外部評価

認可保育所については、外部評価を受審するよう努力義務が課せられたところであり、5年に1度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めてください。

9 応募方法

(1)募集期間

令和3年6月10日(木)から令和3年6月30日(水)まで

※持参の場合：令和3年6月30日(水)午後3時00分まで(子ども未来課必着)

持参の場合は、必ず電話連絡の上、来庁ください。事前連絡の無い場合、申込書等の受付ができません。

※郵送の場合：令和3年6月29日(火)消印有効

(2)提出書類

- (ア) 提出書類一覧表のとおり。

令和3年度第1回七ヶ浜町保育所等整備事業に係る事業者募集要項(認可保育所)

- (イ) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (ウ) A4サイズより小さい資料は、A4サイズに拡大印刷し提出してください。
- (エ) 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は、原則として認めません。

(3)提出方法

持参または郵送

(4)提出部数

原本1部、副本(原本の写し)10部

※応募書類につきましては、項目番号ごとにインデックスを付け、一部ずつA4ファイルに綴じてください。

※表紙、背表紙に事業名(令和3年度七ヶ浜町保育所等整備事業)と応募者名を表示してください。

(5)提出先

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
七ヶ浜町役場 子ども未来課児童福祉係
電話 022-357-7454 FAX 022-357-5744
電子メール kodomo@shichigahama.com

10 応募に係る質問について

(1)応募に係る質問

この募集要項について質問がある場合は、あらかじめ電話連絡の上、別添様式9「保育所等整備事業者募集に関する質問書」により子ども未来課宛て電子メールで質問してください。なお、質問の受付は、令和3年6月10日(木)から令和3年6月18日(金)午後3時00分までといたします。

なお、質問に対する回答につきましては、令和3年6月22日(火)までに七ヶ浜町ウェブサイトでお答えします(質問者の氏名等は公表しません)。(電子メールの表題は、「保育所等整備事業者募集に関する質問書について」としてください。)

(2)提出先

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
七ヶ浜町役場 子ども未来課児童福祉係
電話 022-357-7454 電子メール kodomo@shichigahama.com

11 審査等

(1)審査の目的等

申込書については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき町が事業者を決定します。なお、本事業において、応募者がいない場合または審査の結果によりすべての申込が本事業実施の目的を達成できないと町が判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

(2)審査方法

(ア) 資格審査及び書類審査

- 本要項に規定する条件等について、次の審査項目について、応募書類により審査します。

(イ) 面接審査

- 本要項に規定する条件等について、七ヶ浜町保育所等整備事業者選考委員会が、次の審査項目について、面接審査します。

(3)審査項目

事業者選考は、下記審査項目に基づき行います。

区分	審査項目(概要)
法人の適格性	● 役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られる計画となっている。
施設・設備の内容	● 保育の提供に必要な土地、建物等を適切に確保し、町条例等で定める基準を満たした計画となっている。 ● 施設工事に必要な工期等を見込んでおり、実現可能な適正な事業計画となっている。 ● 保育室や調理室等の設備が設けられており、かつ面積が最低基準を上回る等、条例等で定める基準を満たした計画となっている。
職員の体制	● 保育の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、条例等で定める基準を満たした計画となっている。
施設の運営	● 開所時間や延長保育が適正に確保され、施設の運営に必要な職員が適切に配置される計画となっている。 ● 要項等で定める定員設定となっている。
保育の内容	● 児童の健康管理や給食の提供が適正に計画されており、保育所保育指針等に基づいた保育を提供する計画となっている。
資格審査	● 児童福祉法、町条例等で定める資格を満たしている。(欠格事由の有無、施設に関する基準の適否、職員に関する基準の適否、経済的基礎の有無、定員設定、開所時間)

※ 応募者が児童福祉法及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等に定める資格要件を満たさない場合は、選考対象外となります。

(4)審査内容等に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案内容に係る優劣等の質問や審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

12 審査結果の通知及び公表

(1)審査結果の通知

審査結果は、すべての審査終了後に、申請者へ文書により通知します。

(2)審査結果の公表

審査結果は、七ヶ浜町ウェブサイトで公表します。

(3)審査結果の取り消し等

- (ア) 審査後であっても、申請内容に虚偽があった場合、本募集要項の内容を満たさない場合、または申請内容が認可基準を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがあります。
- (イ) 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、保育サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、町と協議の上、認める場合があります。ただし、重要な事項(整備場所、借入金、定員の減員等)の変更は認めません。
- (ウ) 審査後であっても、開発行為の許可や各種調査、各種書類等の作成に時間を要する等の理由により、速やかな完成が見込めない場合には、審査結果の取り消しをすることがありますので、それらを踏まえた工期設定としてください。

13 スケジュール

日程	内容
令和3年6月10日～6月18日	募集受付に係る質問受付(質問回答:6月22日)
令和3年6月10日～6月30日	保育事業者の募集受付
令和3年7月1日～7月13日	資格審査及び書類審査
令和3年7月8日～7月9日	ヒアリング
令和3年7月14日	審査結果通知・公表
令和3年7月15日～7月30日	実施設計審査
令和3年8月上旬 ～10月中旬	補助金交付申請 交付額内示、認可申請
令和3年10月下旬 ～令和4年3月下旬	施設工事
令和3年12月	認可(施設)
令和4年4月	各種検査、認可、確認及び開所準備
令和4年5月1日	保育所開所

※ 審査の詳細な日時等については、個別に応募者へ通知します。

※ 上記日程は、現時点での予定であり変更となる場合があります。

14 認可・確認について

事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受けることが必要になります。

(1)認可

認可は、4応募要件等を満たす必要があります。

(2)確認

確認は、認可事業者に対して、給付費の対象となることを確定する手続きです。認可後、申請に基づき給付の対象となることを審査し給付費を支払います。

15 施設利用の手順

(1)情報提供

施設より提供のあった情報(施設概要等)については、七ヶ浜町ウェブサイト等で公開します。

(2)施設利用申込等

町の関与のもと、保護者が自ら施設を選択の上契約する公的契約となり、正当な理由がある場合を除き、施設に応諾義務が課されます。

16 給付費

新制度では、保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付費は地域区分や利用定員、認定区分により基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

【参考サイト】

○内閣府子ども・子育て支援新制度

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

○子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト(令和3年度版)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

○令和元年9月27日内閣府告示第88号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

17 留意事項

(1)制度の詳細について

認可保育所の詳細な事項は、本町条例等のほか、国から示される通知等に基づくこととします。

(2)基準等の変更の可能性への対応

今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、町はその損害等を補償いたしません。

(3)応募のための費用

応募者は、決定されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。応募のために要した費用については、すべて応募者の負担とし、町は補償しないものとします。

(4)近隣住民等への配慮

施設の建設や運営のためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であることから、事業採択時に事業者の責任で、近隣住民及び町内会等を対象とする説明会を開催してください。特に施設に隣接する住民等に対しては、確実に説明を行うようにしてください。併せて工事の着工前にも周知を図ってください。これらの説明会の内容等については、開催前と後に資料・調書等を提出いただきます。苦情・紛争等についても、事業者の責任で誠意をもって解決するよう努めてください。

(5)整備場所の安全確認

整備場所については、各種ハザードマップ等を確認し、必要な対策を行ってください。

(6)施設名称等

施設名称については、その公益性と中立性を鑑み、特定の個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮してください。また、利用者等の混乱を避けるため、町内の既存施設と類似の名称は避けてください。

(7)補助金の取り扱い

創設等の補助金を受給し、保育所を開始した場合、何らかの事情により事業を廃止する場合は、設備の耐用年数等に応じて、補助金の返還を求める場合があります。